

福 介 護 第 3 2 8 号
2 0 1 6 年 (平成 2 8 年) 6 月 2 3 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)
〔 公 印 省 略 〕

特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて（通知）

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、別添のとおり厚生労働省から平成28年5月30日付け事務連絡がありました。つきましては、別紙のとおり従来の取扱いを改め、当該事務連絡どおり取扱いを変更します。

また、届出書の記載方法について、通所介護及び地域密着型通所介護のいずれか又は双方を位置づけた居宅サービス計画数に占める当該サービスの紹介率最高法人の割合によって判定をする場合は、計画数等は「通所介護」の欄に記入してください。

なお、事業者におかれましては、引き続き、公正中立で適切な居宅サービス計画を作成してくださいませよう重ねて周知します。

(問い合わせ先)

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部

介護保険課事業者指定担当・指導担当

TEL: (084) 928-1259

TEL: (084) 928-1232

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

変更後	変更前
<p>問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。</p> <p>(回答)</p> <p>平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。</p>	<p>問④ 平成28年4月から通所介護の一部が地域密着型通所介護に移行することに伴い、通所介護か地域密着型通所介護の紹介率最高法人の割合が80%を超える場合、減算になるか。</p> <p>答</p> <p>通所介護の地域密着型通所介護への移行は、制度上のやむを得ないことであるため、次の条件の全てに該当する場合に限っては、正当な理由があると認め、減算にはなりません。</p> <p>【条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制度改正（平成28年4月）前に、通所介護の紹介率最高法人の割合が80%に満たないよう、適切に利用者を振り分けていたこと。 2 今後の利用者については、紹介率最高法人以外の法人に振り分け、紹介率を下げしていくよう努めること。 3 「特定事業所集中減算に関する届出書」の提出にあたっては、条件1及び2に該当することが明らかとなる書類をあわせて提出すること。 <p>なお、これに該当しない場合であっても、その他福山市が定める正当な理由に該当する場合は、減算にはなりません。</p>